

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、小田奈良須両池土地改良区が土地改良事業（単独市費土地改良事業（農道事業）下川部東地区）を行うことについて令和4年12月28日適当と決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課において令和5年1月17日から同年2月6日まで縦覧に供する。

令和5年1月10日

香川県知事 池 田 豊 人